

令和2年 教育委員会

第15回 定例会 議事日程

令和2年9月8日（火）

第1 議 案

【 指導課 】

- (1) 議案第36号「学校職員服務取扱規程の一部改正」
- (2) 議案第37号「幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正」
- (3) 議案第38号「パートタイム会計年度任用講師の通勤に係る費用弁償規程の一部改正」

第2 協 議

【 子ども総務課 】

- (1) 令和2年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

【 指導課 】

- (1) 千代田区立学校教育職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正

第3 報 告

【 子ども総務課 】

- (1) 令和2年度 区立幼稚園・こども園・学校・保育園 運動会等のお知らせ

【 子ども支援課 】

- (1) 令和3年度 千代田区立幼稚園・幼保一体施設・こども園 入園案内

【 児童・家庭支援センター 】

- (1) 一番町児童館 給排水改修工事に伴う休館について

第4 その他

【 子ども総務課 】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（9月20日号）掲載事項
- (3) 教育広報かけはし第122号の発行

学校職員服務取扱規程(平成12年千代田区教育委員会訓令第5号)を次のように改正する。

新(改正後)	旧(現行)
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、千代田区立の小学校、中学校、中等教育学校及び幼稚園の<u>一般職</u>の職員の服務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この規程において「職員」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) (現行に同じ)</p> <p>(2) (現行に同じ)</p> <p>(3) (現行に同じ)</p> <p>(4) <u>千代田区教育委員会(以下「教育委員会」という。)</u>が任命する<u>地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)</u>であつて、<u>教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第2条第2項に定める講師に該当するもの(以下「会計年度任用講師」という。)</u></p> <p>(5) <u>東京都教育委員会が任命する会計年度任用職員(以下「東京都会計年度任用職員」という。)</u></p> <p>(職員証)</p> <p>第5条 職員(幼稚園教育職員、<u>会計年度任用講師及び東京都会計年度任用職員</u>を除く。以下この条において同じ。)は、職務の執行にあたっては、常に職員証(別記様式第1号又は別記様式第2号)を所持しなければならない。</p> <p>2～5 (現行に同じ)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、千代田区立の小学校、中学校、中等教育学校及び幼稚園に<u>勤務する常勤</u>の職員の服務に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この規程において「職員」とは、次に掲げる者をいう。</p> <p>(1) 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成12年千代田区条例第34号(以下「勤務時間条例」という。))第2条に規定する職員(以下「幼稚園教育職員」という。)</p> <p>(2) 市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する教職員(以下「県費負担教職員」という。)</p> <p>(3) 千代田区立九段中等教育学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成17年千代田区条例第33号)第2条に規定する教育職員(以下「中等教育学校教育職員」という。)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(職員証)</p> <p>第5条 職員(幼稚園教育職員を除く。以下この条、<u>第7条、第8条第2項、第15条及び第16条</u>において同じ。)は、職務の執行にあたっては、常に職員証(別記様式第1号又は別記様式第2号)を所持しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p>

<p>(出勤簿) <u>第7条 職員(幼稚園教育職員及び会計年度任用講師を除く。以下第8条第2項、第15条及び第16条において同じ。)</u>は、定刻までに出勤したときは、出勤簿(別記様式第4号)に、あらかじめ届け出た印をもって、自ら押印しなければならない。</p>	<p>(出勤簿) 第7条 職員は、定刻までに出勤したときは、出勤簿(別記様式第4号)に、あらかじめ届け出た印をもって、自ら押印しなければならない。</p>
<p>(セクシュアル・ハラスメントの禁止) 第10条 (現行に同じ) <u>(パワー・ハラスメントの禁止)</u></p>	<p>(セクシュアル・ハラスメントの禁止) 第10条 (略)</p>
<p><u>第10条の2 職員は、職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、他の職員に精神的又は身体的な苦痛を与え、当該職員の人格若しくは尊厳を害し、又は当該職員の勤務環境を害することとなるようなものを行ってはならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p>(妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの禁止)</p>	<p>(妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの禁止)</p>
<p><u>第10条の3 (現行に同じ)</u> (障害を理由とする差別の禁止)</p>	<p><u>第10条の2 (略)</u> (障害を理由とする差別の禁止)</p>
<p><u>第10条の4 (現行に同じ)</u> (会計年度任用講師に対する特例)</p>	<p><u>第10条の3 (略)</u></p>
<p><u>第21条の3 会計年度任用講師に対する第7条、第15条及び第16条の規定に定めるサービスの取扱いについては、千代田区職員服務規程第6条及び第11条の規定の例による。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>2 会計年度任用講師に対する第8条第2項の規定に定めるサービスの取扱いについては、職員の職務に専念する義務の免除に関する事務取扱規程(昭和41年千代田区訓令第12号)に定めるところによる。</u></p>	
<p><u>別記様式第4号(第7条関係) (別紙のとおり)</u></p>	<p><u>別記様式第4号(第7条関係)</u></p>
<p><u>別記様式第6号(第8条、第15条、第16条関係) (別紙のとおり)</u></p>	<p><u>別記様式第6号(第8条、第15条、第16条関係)</u></p>
<p><u>別記様式第6号の2(第8条、第15条、第16条関係) (別紙のとおり)</u></p>	<p><u>別記様式第6号の2</u></p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 	

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年9月9日から施行する。ただし、この訓令による改正後の学校職員服務取扱規程の次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条、第2条、第5条、第7条及び第21条の3の規定 令和2年4月1日

(2) 第10条の2の規定 令和2年6月1日

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の学校職員服務取扱規程別記様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別記様式第 4 号 (第 7 条関係)

(新)

(略)

31																			
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

学 校

(区立)

幼稚園

(日本産業規格 B 列 4 番)

(旧)

(略)

31																			
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

学 校

(区立)

幼稚園

(日本工業規格 B 列 4 番)

別記様式第 6 号 (第 8 条、第 15 条、第 16 条関係)

(新)

(略)

<input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 基準 号					
--	--	--	--	--	--

(日本産業規格 A 列 4 番)

(旧)

(略)

<input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 基準 号					
--	--	--	--	--	--

(日本工業規格 A 列 4 番)

別記様式第 6 号の 2 (第 8 条、第 15 条、第 16 条関係)

(新)

(略)

<input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 基準 号					
--	--	--	--	--	--

(日本産業規格 A 列 4 番)

(旧)

(略)

<input type="checkbox"/> 条例 <input type="checkbox"/> 規則 <input type="checkbox"/> 基準 号					
--	--	--	--	--	--

(日本工業規格 A 列 4 番)

学校職員服務取扱規程の一部改正について

1 改正趣旨

令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が施行され、会計年度任用職員が一般職の職員に位置付けられ本規程の対象となるため、規定を整備する。

このほか、所要の規定整備を行う。

2 改正内容

(1) 職員に会計年度任用職員を追加

第2条の職員の定義に千代田区教育委員会が任命する会計年度任用職員（会計年度任用講師）と東京都教育委員会が任命する会計年度任用職員を追加する。

(2) パワーハラスメント禁止規定の新設

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第24号）が公布され、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）が改正されたことに伴い、パワーハラスメント禁止の規定を新たに設ける。

(3) その他規定整備

工業標準化法（昭和24年法律第185号）が産業標準化法に改正され、日本工業規格が日本産業規格に変わったことに伴い、様式に記載の文言を整備する。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和2年9月9日。ただし、この訓令による改正後の学校職員服務取扱規程の次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。

(1) 第1条、第2条、第5条、第7条及び第21条の3の規定 令和2年4月1日

(2) 第10条の2の規定 令和2年6月1日

議案第37号

幼稚園教育職員の通勤手当支給規程(平成12年千代田区教育委員会訓令第8号)を次のように改正する。

新(改正後)	旧(現行)
<u>別記様式(第4条関係)(別紙のとおり)</u>	<u>別記様式(第4条関係)(別紙のとおり)</u>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

附 則

この訓令は、令和2年10月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

（新）

駐輪場・駐車場名称(自転車等利用の場合に記入)		任意保険加入有無 有・無		加入保険会社名称(自転車等利用の場合に記入)	
本人 連絡先	TEL	緊急 連絡 先	フリガナ	続柄	TEL
			氏名		
特記 事項	(障害者バスを所持している等特記すべき事項がある場合に記入すること)				

（旧）

本人 連絡先	TEL	緊急 連絡 先	フリガナ	続柄	TEL
			氏名		
特記 事項					

（新）

順 路	種別	6か月	3か月	1か月	順 路	種別	6か月	3か月	1か月	6か月運賃等相当額の計	
	回数券・IC (@_____)					回数券・IC (@_____)				円	
	定期					定期				年 月 日	
	回数券・IC (@_____)					回数券・IC (@_____)				上記のとおり確認し、決定する。	
	定期					定期				指導課長	教職員人事係 係長 担当
備考(新規採用者の支給額計算等)											

（旧）

比 較	種別	1か月	3か月	6か月	比 較	種別	1か月	3か月	6か月	6か月運賃等相当額の計	
	回数券・IC					回数券・IC				円	
	定期					定期				年 月 日	
	回数券・IC					回数券・IC				上記のとおり確認し、決定する。	
	定期					定期				指導課長	教職員人事係 係長 担当
備考(新規採用者の支給額計算等)											

議案第38号

パートタイム会計年度任用講師の通勤に係る費用弁償支給規程（令和2年4月14日教育委員会訓令第3号）を次のように改正する。

新（改正後）	旧（現 行）
<u>別記様式（第7条関係）（別紙のとおり）</u>	<u>別記様式（第7条関係）（別紙のとおり）</u>
<p>備 考</p> <ol style="list-style-type: none">改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

附 則

この訓令は、令和2年10月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

(新)

駐輪場・駐車場名称(自転車等利用の場合に記入)		任意保険加入有無		加入保険会社名称(自転車等利用の場合に記入)	
		有 ・ 無			
本人 連絡先	TEL	緊急 連絡 先	フリガナ	続柄	TEL
			氏名		
特記 事項	(障害者バスを所持している等特記すべき事項がある場合に記入すること)				

(旧)

本人 連絡先	TEL	緊急 連絡 先	フリガナ	続柄	TEL
			氏名		
特記 事項	(障害者バスを所持している等特記すべき事項がある場合に記入すること)				

(新)

順路	通勤方法	区 間	片道運賃 (バス等)	乗車券等	課税	6か月運賃	3か月運賃	1か月運賃
----	------	-----	---------------	------	----	-------	-------	-------

(旧)

順路	通勤方法	区 間	片道運賃 (バス等)	乗車券等	課税	1か月運賃	3か月運賃	6か月運賃
----	------	-----	---------------	------	----	-------	-------	-------

(新)

順路	種別	6か月	3か月	1か月	順路	種別	6か月	3か月	1か月	(6か月/1回)の支給額		
	回数券 (@)					回数券 (@)				円		
	IC (@)					IC (@)				年 月 日		
	定期					定期				上記のとおり確認し、決定する。		
備考										課長	係長	担当

(旧)

順路	種別	1か月	3か月	6か月	順路	種別	1か月	3か月	6か月	(6か月/1回)の支給額		
	回数券					回数券				円		
	定期					定期				年 月 日		
	IC					IC				上記のとおり確認し、決定する。		
備考										課長	係長	担当

幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正について
パートタイム会計年度任用講師の通勤に係る費用弁償支給規程の一部改正について

1 改正趣旨

「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が改正され、令和2年4月1日に施行された。改正条例において、自転車利用者に対し自転車損害賠償保険等への加入が義務化されたことを受け、通勤届上、職員が自転車通勤をする場合に自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認する欄等を設ける。

このほか、所要の様式整備を行う。

2 改正内容

(1) 幼稚園教育職員の通勤手当支給規程

別紙 別記様式（第4条関係）のとおり

(2) パートタイム会計年度任用講師の通勤に係る費用弁償支給規程

別紙 別記様式（第7条関係）のとおり

3 施行期日

令和2年10月1日

令和2年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

1 目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の権限に属する主要な事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りつつ、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成して議会に提出するとともに、公表することにより、効果的な教育行政の一層の推進を図るとともに、区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進することを目的とする。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 実施方針

- (1) 点検及び評価は、令和元年度主要施策の成果（地方自治法第233条第5項に基づく）に掲載する教育委員会所管26事業の中で、特に重点的に取り組んでいる事務事業等について実施する。
- (2) 点検及び評価は、前年度の事業の進捗状況等を取りまとめ、成果・課題を分析し、今後の方向性を示すものとし、毎年1回実施する。
- (3) 点検及び評価は、「点検・評価に関する有識者」の知見の活用を図りながら行う。
 - ・「点検・評価に関する有識者」は、教育に関し学識経験を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。
 - ・「点検・評価に関する有識者」は3名以上とし、任期は3年で再任を妨げない。
- (4) 点検及び評価は、教育委員会でその結果を取り纏め、報告書を作成し、議会に提出するとともに、ホームページ等により区民に公表するものとする。

3 実施項目（案）

点検及び評価の対象とする事務事業等は、以下の「実施項目（案）」のとおりとする。

（1）主要施策の成果における重点事業

① ICT教育の推進

タブレット型PCや電子黒板機能付きプロジェクター等の配置や、ICTサポーターを配置し、ICT機器を活用した授業の指導補助や、教材・学習資料の作成・活用、情報モラルの研修など、効果的なICT教育の実践を計画的に支援

② 私立保育所等整備関連事業

「千代田区次世代育成支援計画」による保育の供給計画に基づき、区内の保育需要の高い地域に私立認可保育所を整備する保育所設置運営事業者に対し、保育所整備に関する経費の支援を実施

（2）教育・子育てに関する課題

千代田区における都心区特有の教育・子育てに関する課題

・児童・生徒数の増による今後の本区の教育について

（学区域の見直し、学校選択制など）

4 有識者名簿

明石 要一	千葉敬愛短期大学学長
湯川 嘉津美	上智大学総合人間科学部教授
武内 志穂	株式会社三菱総合研究所参事
日永 龍彦	山梨大学 大学教育センター教授

5 今後の日程

日程	内容
9月8日（火）（本日） @ 教育委員会定例会	<u>実施項目の選定</u> 教育委員会に協議し、選定する。
9月～12月 @ 区内教育保育施設	<u>有識者会議の開催（2～3回程度）</u> 有識者の意見を聴取する。
12月～翌年1月 @ 教育委員会定例会	<u>点検及び評価の実施</u> 教育委員会として、点検及び評価を行う。
翌年1月・2月 @ 教育委員会定例会	<u>報告書の作成</u> 報告書を作成し、教育委員会の議決を経る。
翌年2月・3月	<u>区議会への報告及びホームページでの公表</u>

教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（構成の新旧比較）

令和元年度 (平成30年度分)	
事項	内容
1	概要（前文） < 1～2頁 >
2	対象事業（9事業）の一覧 < 3頁 >
3	評価点検シート（9事業） < 4～12頁 >
4	有識者意見（選定事業に対する意見） < 13～18頁 >
5	各事業についての課題及び今後の取組の方向性 < 19～21頁 >
資料 1	令和元年度「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」に関する有識者会議 概要 < 22頁 >
資料 2	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検評価実施要綱 < 23～24頁 >

令和2年度 (令和元年度分)	
事項	内容
1	はじめに（前文） 法令根拠、点検・評価実施の意義など
2	点検・評価の方法等について (1) 教育委員会（子ども部）の基本計画等における目標と施策 (2) 点検・評価対象事業等の選定 ※選定事業の選定理由 (3) 点検評価の実施方法 ※有識者の名簿 ※全2回の有識者会議の開催状況
3	点検・評価シート (1) 主要施策の成果重点事業 ①評価対象事業点検シート ※事業数は2事業程度 ②事業の背景にある目標・データ等（基本計画、予算概要などより） (2) 教育・子育てに関する課題 課題を説明する資料・データ等
4	有識者意見 (1) 主要施策の成果重点事業 ①選定事業に対する意見 ②選定事業の背景にある目標に関する意見 (2) 教育・子育てに関する課題 有識者の知見からの意見・提案
5	課題と今後の取組 (1) 選定事業の課題と今後の取組 (2) 教育・子育てに関する課題についての今後の取組
資料 1	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検評価実施要綱
参考	教育委員会の活動（令和元年度） ※委員会実績、視察実績 事務事業概要より

ICT教育の推進

ちよだみらいプロジェクトの 施策の目標	グローバル社会で活躍する資質・能力を育て、主体的・協働的・創造的に生きる力を身に付ける質の高い教育を進めます
--------------------------------	--

事業概要	内容	平成26年度に導入したタブレット型PCや電子黒板機能付きプロジェクターを活用するとともに、各学校を高速ブロードバンドで接続し、その回線スピードを活かして、児童・生徒が共に教え合い学び合う協働学習を実践しています。また、ICTサポーターを配置して、ICT機器を活用した授業の指導補助や、教材・学習資料の作成・活用、情報モラルの研修など、効果的なICT教育の実践を計画的に支援します。
	事業開始年度	平成14年度（平成26年度からICT教育の推進として拡充）

		予算現額		決算額	執行率	
事業費・コスト	(1) 小学校管理費分		179,008,000円	175,722,555円	98.2%	
	(2) 中学校管理費分		46,733,000円	45,780,845円	98.0%	
	(3) 中等教育学校管理費分		70,268,000円	66,553,749円	94.7%	
	コスト単位	(1) 児童1人あたり	(2,957人)			
		(2) 生徒1人あたり	(640人)			
		(3) 生徒1人あたり	(923人)			
	コスト内訳		事業費等 (A)	人件費 (按分) (B)	総コスト (C=A+B)	
	(1)	59,426円 [97.7%]	1,370円 [2.3%]	60,796円 [100.0%]		
	(2)	71,533円 [91.9%]	6,328円 [8.1%]	77,861円 [100.0%]		
	(3)	72,106円 [91.1%]	7,021円 [8.9%]	79,127円 [100.0%]		

事業実績	○令和元年度実績 タブレット型PCや電子黒板機能付きプロジェクター等の配置により、各校におけるICT機器を活用した授業を増やし、児童・生徒の学習に対する関心や意欲の向上を図りました。 (1) 各校の端末台数 神田一橋中学校218台（1人1台）、九段中等教育学校280台 他の小・中学校（9校）80～160台（学校規模による） (2) 令和元年度の活用例 ①タブレット型PCや書画カメラを用いてプレゼンテーション能力の向上を図る学習 ②英語の授業でスピーキングソフトを活用した学習 ③自ら集めた情報を整理・分析し、発表を行う主体的・対話的な学習 (3) ICTサポーターの派遣（1校あたり） 小学校年間53日、中学校年間53日、九段中等教育学校、学校休業日を除く週2～3日 (4) ICT教育の推進に関する研修会など ①情報教育主任会 各学校より1名が集い「教育の情報化の推進」について情報共有と課題解決に向けた協議を実施
-------------	---

3年度事業実績及び現況の対応	令和元年度は、ICT機器を活用した授業を増やしましたが、一方で、学校間および教員間のICT機器を活用した指導力の格差があることが課題となっています。また、ICTを活用した、より効果的な指導方法や指導体制の在り方を引き続き検証する必要があります。 令和2年度当初の新型コロナウイルス感染拡大防止に係る臨時休校に伴い、学びを保障する手段の一つとして、児童・生徒と学校がオンラインでつながることができる学習ツールを導入・活用し、各校で双方向のオンライン学習が可能となる教育環境を整備しました。新たに構築したこの環境も活用し、さらに、「1人1台端末の整備」、「校内通信環境の整備」を推進し、オンライン学習のみでなく、学校におけるICT教育の充実を視野に入れた、本区におけるGIGAスクール構想を加速化していきます。 令和3年度は、区立小中学校のICT教育システムリプレースにおいて、現在の環境をさらに発展させ「校内通信環境の高速化」、「クラウドを活用した柔軟な学習」等、主体的・対話的で深い学びにさらに対応・活用できるGIGAスクール構想を実現していきます。
-----------------------	---

所管課 子ども部 指導課、九段中等教育学校経営企画室	決算参考書 138、140頁	H31予算の概要	65頁
----------------------------	----------------	----------	-----

私立保育所等整備関連事業【拡充】

ちよだみらいプロジェクトの 施策の目標	保護者の多様なライフスタイルに応じた子育てができる 環境を整えます
------------------------	--------------------------------------

事業概要	内容	<p>「千代田区次世代育成支援計画」による保育の供給計画に基づき、区内の保育需要の高い地域に私立認可保育所を整備する保育所設置運営事業者に対し、保育所整備に関する経費の支援を行っています。</p> <p>令和元年度は、私立認可保育所が4月に2園、10月に1園の計3園開園し、令和2年4月開園の私立認可保育所3園、令和3年4月開園の私立認可保育所1園の開園準備を行ったほか、区有地を活用した保育所及び賃借物件による保育所の運営事業者を募集し、合わせて7園（定員489名）の開設計画を推進します。</p>
	事業開始年度	(1) 平成22年度 (2) 令和元年度

		予算現額	決算額	執行率	
事業費・コスト		(1) 私立保育所等整備補助（私立保育所）	1,190,680,000円	851,031,836円	71.5%
		(2) 保育所用地の整備	91,752,000円	10,980,210円	12.0%
	コスト単位	(1) 補助1件あたり	(5件)	
		(2) 整備1件あたり	(1件)	
	コスト内訳	事業費等 (A)	人件費 (按分) (B)	総コスト (C=A+B)	
	(1)	170,206,367円 [98.2%]	3,078,085円 [1.8%]	173,284,452円	[100.0%]
(2)	10,980,210円 [93.1%]	810,022円 [6.9%]	11,790,232円	[100.0%]	

事業実績	○令和元年度実績			
	(1) 私立保育所開園			
	①千代田せいが保育園	平成31年4月1日開園	定員51名	
	②ベネッセ内神田保育園	平成31年4月1日開園	定員60名	
	(2) 私立保育所等整備補助			
	①保育園神田ベアーズ	令和元年10月1日開園	定員72名	125,058,034円
②あい・あい保育園三番町園	令和2年4月1日開園	定員50名	170,402,316円	
③平河町ちとせ保育園	令和2年4月1日開園	定員60名	286,439,610円	
④ほっぺるランド外神田	令和2年4月1日開園	定員87名	258,331,876円	
⑤(仮称)岩本町ちとせ保育園	令和3年4月1日開園予定	定員70名	10,800,000円	
※保育園神田ベアーズへの補助額には、負担金を含みます。				
(3) 保育所用地の整備 旧高齢者センター建物の解体設計を実施				
※関係者との合意形成に時間を要したため、着手を予定していた解体工事が遅れ、執行率が低くなりました。				
(4) 今後の私立保育所開設計画				
①(仮称)外神田かなりや保育園	令和3年4月1日開園予定	定員50名		
②(仮称)まなびの森保育園神保町	令和4年4月1日開園予定	定員100名		

3 事業年度実績を踏まえた令和3年度及び現況への対応	<p>保育の供給計画による保育所整備を進めるとともに、保育所の整備工事にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大の防止に努めながらも、適切な進捗管理を行う必要があります。</p> <p>令和3年度は、令和2年度に引き続き、区有地を含む私立保育所の開設準備を進め、待機児童ゼロの継続をめざします。</p>
-----------------------------------	--

所管課 子ども部 子育て推進課	決算参考書	146頁	H31予算の概要	31頁
-----------------	-------	------	----------	-----

新旧対照表

○千代田区立学校教育職員懲戒分限審査委員会規程

新（改正後）	旧（現行）
<p>（設置）</p> <p>第1条 千代田区立学校教育職員に対する懲戒及び分限に関する処分の実施について、その適正を期すため、千代田区立学校教育職員懲戒分限審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。</p> <p>（職員の定義）</p> <p>第2条 この規程において、千代田区立学校教育職員（以下「職員」という。）とは、<u>千代田区立の小学校、中学校、中等教育学校及び幼稚園の一般職の者であって、千代田区教育委員会が任命するものをいう。</u></p> <p>（掌理事項）</p> <p>第3条 審査委員会は、千代田区教育委員会の諮問に応じ、職員に対する次に掲げる処分について審査答申する。</p> <p>（1） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定に基づく懲戒処分</p> <p>（2） 地方公務員法第28条の規定に基づく職員の意に反する免職、休職、降任及び降給の処分</p> <p>（構成）</p> <p>第4条 審査委員会は、次の各号に掲げる職員にある者を委員として組織する。</p> <p><u>（1） 教育委員会事務局子ども部長</u></p> <p><u>（2） 教育委員会事務局教育担当部長</u></p> <p><u>（3） 教育委員会事務局子ども総務課長</u></p> <p><u>（4） 教育委員会事務局学務課長</u></p> <p><u>（5） 教育委員会事務局指導課長</u></p> <p>2 委員長には、<u>教育委員会事務局子ども部長</u>の職にある委員をもって充てる。</p> <p>3 委員長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある部課長及び関係者の出席を求め、意見を徴することができる。</p> <p>（職務及び代理）</p> <p>第5条 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。</p> <p>2 委員長に事故があるときは、<u>教育委員会事務局教育担当部長</u>である委員がその職務</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 千代田区立学校教育職員に対する懲戒及び分限に関する処分の実施について、その適正を期すため、千代田区立学校教育職員懲戒分限審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。</p> <p>（職員の定義）</p> <p>第2条 この規程において、千代田区立学校教育職員（以下「職員」という。）とは、<u>千代田区立幼稚園及び九段中等教育学校の校長（園長を含む。）、副校長（副園長（千代田区立こども園の副園長を除く。）を含む。）、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手及び講師（常時勤務の者に限る。）をいう。</u></p> <p>（掌理事項）</p> <p>第3条 審査委員会は、千代田区教育委員会の諮問に応じ、職員に対する次に掲げる処分について審査答申する。</p> <p>（1） 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の規定に基づく懲戒処分</p> <p>（2） 地方公務員法第28条の規定に基づく職員の意に反する免職、休職、降任及び降給の処分</p> <p>（構成）</p> <p>第4条 審査委員会は、次の各号に掲げる職員にある者を委員として組織する。</p> <p><u>（1） 教育長</u></p> <p><u>（2） 教育委員会事務局子ども部長</u></p> <p><u>（3） 教育委員会事務局教育担当部長</u></p> <p><u>（4） 教育委員会事務局子ども総務課長</u></p> <p>（5） 教育委員会事務局指導課長</p> <p>2 委員長には、<u>教育長</u>の職にある委員をもって充てる。</p> <p>3 委員長は、必要があると認めるときは、事案に関係のある部課長及び関係者の出席を求め、意見を徴することができる。</p> <p>（職務及び代理）</p> <p>第5条 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。</p> <p>2 委員長に事故があるときは、<u>教育委員会事務局子ども部長</u>である委員がその職務を</p>

<p>を代理する。</p> <p>3 委員長は、この規程に定めるもののほか、審査委員会の運営に必要な事項を定めることができる。</p> <p>第6条～第9条 (現行に同じ)</p>	<p>を代理する。</p> <p>3 委員長は、この規程に定めるもののほか、審査委員会の運営に必要な事項を定めることができる。</p> <p>第6条～第9条 (略)</p>
<p>備考</p> <p>1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

附 則

この訓令は、令和2年9月24日から施行する。

千代田区立学校教育職員懲戒分限審査委員会規程の一部改正について

1 改正趣旨

令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が施行され、会計年度任用職員が一般職の職員に位置付けられたことから本規程の対象となるため、規定を整備する。

あわせて、審査委員会の委員構成についても改正を行う。

2 改正内容

(1) 職員に会計年度任用職員を追加

任命権者が千代田区教育委員会である幼稚園教育職員及び中等教育学校教育職員に加えて、新たに千代田区教育委員会が任命する会計年度任用職員（会計年度任用講師）を第2条に規定する職員とする。

(2) 審査委員会の委員構成の改正

教育長を審査委員会の委員から除き、新たに教育委員会事務局学務課長を委員に加える。

3 新旧対照表

別紙のとおり

4 施行期日

令和2年9月24日

各 位

教育委員会事務局 子ども部
子ども支援課長 新井 玉江
指導課長 佐藤 友信

令和2年度 区立幼稚園・こども園・学校・保育園の運動会等のお知らせ

区立幼稚園・こども園・学校・保育園等の秋季大運動会等開催の予定をお知らせします。

記

幼稚園・こども園 小・中学校名	日時	開始時間	終了時間	延期日	場所(所在地)	電話
麴町小学校	9月26日(土)	8:40	13:05 ※幼稚園は 不参加	9月27日(日)	麴町小学校校庭 麴町2-8	(3263)7337
九段小学校	10月3日(土)	8:30	12:30 ※幼稚園は 不参加	10月4日(日) ※10/6, 7, 8, 10	九段小学校校庭 三番町16	(3263)3721
番町小学校	9月26日(土)	8:45 ※開会式は オンライン	12:30 ※幼稚園は 不参加	9月27日(日)	番町小学校校庭 六番町8	(3263)3721
富士見小学校	9月26日(土)	9:10	11:55 ※こども園 は不参加	9月27日(日)	富士見小学校校庭 富士見1-10-3	(3263)1006

幼稚園・こども園 小・中学校名	日時	開始時間	終了時間	延期日	場所(所在地)	電話
お茶の水小学校	9月26日(土)	9:00	12:10 ※幼稚園は 不参加	9月27日(日) ※9/29	お茶の水小学校校庭 富士見1-1-6	(3263)2178
千代田小学校	9月26日(土)	8:30	12:30 ※幼稚園は 不参加	9月27日(日)	千代田小学校校庭 神田司町2-16	(3256)6768
昌平小学校	9月26日(土)	8:20	12:35 ※幼稚園は 不参加	雨天実施のため 延期なし	昌平童夢館6階(屋上校庭及び 芳林公園) 外神田3-4-7	(3251)0448
いずみこども園 (5才児のみ) 和泉小学校	9月26日(土)	8:30	12:30 ※こども園 は11:00まで	9月27日(日)	和泉小学校校庭及び体育館(こ ども園) 神田和泉町1	(3866)3939
麴町中学校	10月1日(木)	8:45	14:00	10月5日(月)	麴町中学校校庭 平河町2-5-1	(3263)4321
神田一橋中学校	10月10日(土)	8:50	15:30	前日(金)に決定 するため未定	神田一橋中学校校庭 一ツ橋2-6-14	(3265)5961

※九段中等教育学校の体育祭は、今年度は中止です。

◎幼稚園・こども園 親子運動会等の日程

幼稚園・こども園名	名称	日時・参加方法	場所(所在地)	電話
麴町幼稚園	おやこでスポーツ	10月17日(土) 8:30 ~12:40 当日、会場へ(晴雨共に体育館で実施)	麴町小学校校庭 麴町2-8	(3263)7330
九段幼稚園	ミニ運動会	10月17日(土) 9:00~11:40 当日、会場へ(雨天時は体育館で実施)	九段小学校校庭 三番町16	(3263)0567
番町幼稚園	親子スポーツデー2020	10月17日(土) 8:50~12:00 当日、会場へ(雨天時は講堂で実施)	番町小学校校庭 六番町8	(3263)3725
お茶の水幼稚園	ふれあいスポーツデー	10月17日(土) 9:10~11:30 当日、会場へ(雨天時は体育館で実施)	お茶の水小学校校庭 富士見1-1-6	(3263)2355
千代田幼稚園	親子運動日	10月17日(土) 9:00~11:00 当日、会場へ(雨天時は体育館で実施)	千代田小学校校庭 神田司町2-16	(3256)1709
昌平幼稚園	がんばれしょうへい キッズ	10月17日(土) 9:00~10:30 当日、会場へ(雨天実施)	昌平童夢館6階(屋上校庭) 外神田3-4-7	(3251)0768
いずみこども園	親子運動会	10月17日(土) 8:45~11:45 当日、会場へ(雨天時は体育館で実施)	和泉小学校校庭 神田和泉町1	(3866)9938
ふじみこども園	10周年記念運動会	10月17日(土) 8:50~12:00 当日、会場へ(雨天時は体育館で実施)	富士見小学校校庭 富士見1-10-3	(3263)1009

△認可保育園・認定こども園運動会の日程

保育園	開催日	開始時間	終了時間	場所(所在地) ※下段:雨天時	電話
麴町保育園	10月3日(土)	9:15	12:00	麴町小学校校庭(麴町2-8) 〔麴町小学校体育館〕	(3261)7960
神田保育園	中止				(3253)6258
西神田保育園	10月24日(土)	9:00	12:00	西神田児童センター体育館(西神田2-6-2) 〔同上〕	(5215)9060
四番町保育園	10月24日(土)	9:30	12:00	九段小学校体育館(三番町16) 〔同上〕	(3234)2269
アスク二番町保育園	中止				(3288)8151
ポピンズナーサリース クールー番町	10月10日(土)	9:00	12:00	麴町小学校体育館(麴町2-8) 〔同上〕	(3230)2105
ほっぺるランド 西神田	中止				(5212)6016
あい保育園東神田	10月10日(土)	10:30	12:00	和泉小学校体育館(神田和泉町1) 〔同上〕	(5809)2578
クリアナーサリー 市ヶ谷	中止				(6265)6187

保育園	開催日	開始時間	終了時間	場所(所在地) ※下段:雨天時	電話
グローバルキッズ 六番町園	中止				(3230)7161
グローバルキッズ 飯田橋こども園 (5歳児のみ)	10月24日(土)	13:00	15:00	富士見小学校校庭 〔グローバルキッズ飯田橋こども園室内競技場〕	(3239)8002
グローバルキッズ 飯田橋こども園	10月24日(土)	13:00	15:00	富士見小学校校庭 〔グローバルキッズ飯田橋こども園室内競技場〕	(3230)1811
神田淡路町保育園大 きなうち	中止				(6260)9555
二番町ちとせ保育園	中止				(3222)3255
千代田せいが保育園	10月24日(土)	9:00	12:00	和泉小学校体育館(神田和泉町1) 〔和泉小学校体育館〕	(6811)6686
ベネッセ内神田保育園	中止				(5289)7670
保育園神田ベアーズ	中止				(6206)4037

※令和2年度に開園したあい・あい保育園三番町園、平河町ちとせ保育園、ほっぺるランド外神田については、運動会の予定はありません。

令和3年度 千代田区立 幼稚園・幼保一体施設・こども園 入園案内



〈お問い合わせ先〉

千代田区子ども部 子ども支援課 入園審査係

〒102-8688 千代田区九段南 1-2-1

(区役所本庁舎2階) TEL: 03-5211-4119

1 施設概要

(1) 幼稚園

区立小学校に併設されており、3歳児から入園できます。

(2) 幼保一体施設

幼稚園教育を継承しつつ、3歳未満児の認可外保育施設を併設した保育園、幼稚園及び小学校の連携施設です。

(3) こども園

保育園と幼稚園を一体的に運営し、0歳児から就学前のお子さんを一貫して育成する千代田区型幼保一元施設です。

施設	開園時間	休業日	給食	保育料
幼稚園 ・麴町幼稚園 (麴町 2-8) ・九段幼稚園 (三番町 16) ・番町幼稚園 (六番町 8) ・お茶の水幼稚園 (富士見 1-1-6※ ₁)	9時～14時 年齢や曜日等により異なります。 ※預かり保育については、8ページ 14 をご覧ください。	土曜日※ ₃ 日曜日 祝日 夏季休業日 冬季休業日 春季休業日 都民の日 開園記念日 ※上記休業日に行事等を実施すると、振替休業日があります。	なし 弁当持参	基本保育料は無料 預かり保育料は8～9ページ参照
幼保一体施設(短時間※ ₂) ・千代田幼稚園 (神田司町 2-16) ・昌平幼稚園 (外神田 3-4-7)			あり	
こども園(短時間※ ₂) ・いずみこども園 (神田和泉町 1) ・ふじみこども園 (富士見 1-10-3)				

※₁ お茶の水幼稚園は、令和元年8月より改修工事のため仮園舎(千代田区富士見 1-1-6)。令和5年度中に新園舎(千代田区神田猿樂町 1-1-1)へ移転予定。

※₂ 短時間とは、幼稚園教育要領に基づく教育時間(4時間)です。

※₃ 年8回程度の振替休業日のない土曜保育(午前中のみ)を実施。

2 応募資格

千代田区内に住所を有する次の幼児

対象年齢	生年月日
3歳児	平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれ
4歳児	平成28年4月2日～平成29年4月1日生まれ
5歳児	平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれ

※ 住民登録があっても居住実態がない方の応募はできません。

※ 転入予定の方は入園申し込みができません。転入後の申し込みとなります。

3 通園区域

原則として、**小学校の通学区域の園**への入園申し込みとなります。10 ページ 表「通園区域一覧」をご覧ください。

通園区域以外の園を申し込む場合、優先順位が低くなります。

ただし、特別な事情があり通園区域外の園に通うことが望ましい場合は、通園区域外の園を自区域の園として希望できます（5 ページ 「8 通園区域変更手続き」参照）。

4 募集人数

(1) 幼稚園

幼稚園名	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児
麴 町 幼 稚 園	35名 (35)	名簿登録のみ (35)	名簿登録のみ (35)
九 段 幼 稚 園	35名 (35)	若干名 (35)	若干名 (35)
番 町 幼 稚 園	35名 (35)	10名程度 (35)	若干名 (35)
お 茶 の 水 幼 稚 園	20名 (20)	20名程度 (35)	20名程度 (35)

(2) 幼保一体施設

幼保一体施設名	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児
千代田幼稚園（短時間保育のみ）	15名 (15)	名簿登録のみ (15)	若干名 (15)
昌平幼稚園（短時間保育のみ）	15名 (15)	若干名 (15)	若干名 (15)

(3) こども園

こども園名	3 歳 児	4 歳 児	5 歳 児
いずみこども園（短時間保育のみ）	15名 (15)	名簿登録のみ (15)	若干名 (15)
ふじみこども園（短時間保育のみ）	25名 (25)	名簿登録のみ (22)	若干名 (22)

※ 4・5 歳児の募集人数等については、変更になる場合があります。子ども支援課へお問い合わせください。

※ () 内は定員を示しています。

※ 「名簿登録」については、6 ページ 「11 定員に達している歳児への入園を希望する場合（名簿登録）」をご覧ください。

5 入園申込書の配布

(1) 入園申込書配布期間

令和2年10月5日（月）～11月6日（金）（土曜・日曜・祝日を除く）

(2) 配布場所及び時間

① 幼稚園・幼保一体施設・こども園の各園

午後2時～午後4時

② 各出張所、子ども支援課

午前8時30分～午後5時

※ 千代田区ホームページからは、入園申込書はダウンロードできません。

6 入園申し込みの受け付け

(1) 入園申し込み受付期間及び時間

令和2年11月2日(月)・5日(木)・6日(金) 午後2時～午後4時

(2) 受付場所

入園を希望する園

※ 各出張所や子ども支援課では、入園申し込みの受け付けはできません。

※ 通園区域変更での入園申し込みの場合は、事前に子ども支援課への申請、承認が必要です(5ページ「8 通園区域変更手続き」参照)。

(3) 提出書類

入園を希望する園へ、以下の書類を提出してください。

① 入園申込書

② 教育・保育給付認定申請書

③ 住民票：3か月以内に発行された世帯全員とその続柄が記載されているもの

④ 公共料金の明細等：3か月以内に発行された電気、水道、ガスいずれかの公共料金の領収書・検針票(名義人および住所の記載のあるもの。コピー可)

※ 公共料金の契約名義が保護者でない場合は、名義人の同居証明書を添付してください。

※ 公共料金の領収書・検針票を紛失し、入園申し込み期間に提出することができない場合は、不動産売買(賃貸)契約書のコピーを添付し、その後発行された領収書等を再度希望する園へ提出してください。再提出が確認出来ない場合、入園申し込みが無効になる場合があります。疑義のある場合は居住実態の確認をすることがあります。

※ 転入直後で、公共料金の領収書等の準備ができない場合は、不動産売買(賃貸)契約書のコピーをご提出ください。

◎ 上記①～④の必要書類が一つでも足りない場合は、受け付けすることができません。

※ 入園申し込みは、1人につき1園です。重複申し込みはすべて無効とします。

※ きょうだい同時に申し込みの場合は、きょうだいそれぞれの入園申込書を提出してください。

※ 入園の申し込み時に1人につき1つの入園申込番号を交付します。この入園申込番号は入園の可否を確認する際に必要なものとなりますので、大切に保管してください。

(4) 入園停止期間 令和2年10月24日(土)～11月29日(日) (5歳児クラスを除く)

令和3年4月入園者が決定するまで、現在の3・4歳児クラスへの入園を停止します。

上記の入園停止に伴い、令和2年10月10日(土)から11月29日(日)まで、令和2年度途中入園の申込受付、名簿登録も停止します。

7 選考方法及び募集人数を超えた場合の決定

(1) 申込者数が募集人数より少なかった場合

各園において健康診断と面接を受けていただき、入園者を決定します。

(2) 申込者数が募集人数を超えた場合

下記に示した優先順位に応じて入園者を決定します。抽選での選考は行いません。

同優先内で順位が並んだ場合は、保護者の通園区域内（通園区域が要件にない優先では千代田区内）における入園希望日までの引き続き合計居住期間が長い世帯順で決定します。

※ 居住期間が同じ場合のみ、抽選により決定します。

(3) 優先順位

① 幼稚園（幼保一体施設を除く）・こども園（短時間保育）

- 第1優先 … 平成30年4月1日以前から申し込み日まで引き続き通園区域内に居住し、既にきょうだいが通園している幼児※
- 第2優先 … 平成30年4月1日以前から申し込み日まで、引き続き通園区域内に居住している幼児
- 第3優先 … 平成30年4月2日以降から申し込み日まで引き続き通園区域内に居住し、既にきょうだいが通園している幼児※
- 第4優先 … 平成30年4月2日以降から申し込み日まで、引き続き通園区域内に居住している幼児
- 第5優先 … 令和2年10月2日以降から申し込み日まで引き続き通園区域内に居住し、既にきょうだいが通園している幼児※
- 第6優先 … 令和2年10月2日以降から申し込み日まで、引き続き通園区域内に居住している幼児
- 第7優先 … 申し込み日現在、通園区域外に居住している幼児

※ 「既にきょうだいが通園している」とは、申し込み時にきょうだいが申し込み園の3・4歳児クラスに在園しており、入園後1年以上きょうだいと通園が可能な幼児が対象です。

② 幼保一体施設（千代田幼稚園・昌平幼稚園（短時間保育））

- 第1優先 … 通園区域内に居住しており、既にきょうだいが千代田幼稚園・昌平幼稚園に通園もしくは併設の保育園・小学校に通園・通学している幼児※
- 第2優先 … 通園区域内に居住している幼児
- 第3優先 … 申し込み時に併設保育施設に通園している幼児
- 第4優先 … 申し込み日現在、通園区域外に居住している幼児

※ 入園後1年以上きょうだいと通園・通学が可能な幼児が対象です。



8 通園区域変更手続き

特別な事情があり、通園区域外の園に通園することが望ましいと考えられる場合、通園区域外の園を自区域の園として一度だけ入園申し込みすることができます。

※ 通園区域変更は希望園への入園を確約するものではありません。

※ 審査の結果、通園区域の変更を認められない場合があります。その場合は、区域外の園として申し込むか、自区域の園を含めた他園を選び直すかを選択し、入園の申し込みをしてください。

(1) 通園区域変更の要件

次のいずれかの要件に該当する場合、通園区域の変更申請ができます。

① 区内で転居予定の場合

住宅の購入、改築等により、入園日までの転居が確実である場合。

住居の建て替えによる一時的な転居をしており、転居前の通園区域を希望する場合。

※ 居住期間の長さは、転居日を起算日とします。また、一時的な転居の場合は、一時転居していた期間を居住期間に加算します。

② きょうだい既に在園している場合

未就園児のきょうだい、既に何らかの事情により別の区域の園へ入園している場合。

(幼保一体施設は、きょうだい別区域の小学校に通学している場合も可)

※ 居住期間の長さは、申し込み希望園に在園中のきょうだいが入園した日を起算日とします。

(幼保一体施設の場合は、きょうだい千代田幼稚園・昌平幼稚園もしくは併設の小学校に入園・入学した日を起算日とします。)

③ 地理的理由

登園の安全・安心の確保について、個別に懸念される理由により、自区域以外の園を希望する場合。

※ 居住期間の長さは、現在の住所での居住歴の長さとしてします。

④ その他

上記①～③を除き、特別な事情が認められる場合。

(2) 受付期間及び時間

令和2年10月21日(水)～23日(金) 午前8時30分～午後5時

(3) 受付窓口

千代田区役所2階 子ども支援課

※ 各園や各出張所では、通園区域変更申請の受け付けはできません。

※ 区内で転居予定での申し込みの場合は、売買契約書・建築請負契約書・賃貸借契約書等のいずれかの写しを一緒に提出してください。

(4) 結果通知

通園区域変更の結果は、令和2年10月下旬頃に発送いたします。

通園区域外の園に入園した場合であっても、小学校入学の際は、居住地により指定される通学区域の小学校に入学していただきます。詳しくは学務課へご相談ください。

9 入園決定について

(1) 発表日及び時間

令和2年11月13日(金) 午後1時

(入園申込番号を区ホームページ、区役所子ども支援課前にて発表)

※ 電話でのお問い合わせは、11月13日(金)午後1時から子ども支援課にて、受け付けます。それ以前のお問い合わせには、一切お答えできませんので、ご注意ください。

(2) 面接及び健康診断

面接及び健康診断は、申し込み時に各園から渡される通知をご確認ください。

10 入園決定発表日に入園が決まらなかった方

発表日以降に、あらためて子ども支援課から意向調査書を送付いたしますので、そちらに希望園をご記入いただき、期日までに子ども支援課あてに返信してください。後日、ご案内できる園をお知らせします。

なお、ご案内の優先順位は、保護者が千代田区内において入園希望日までに引き続き居住している合計期間の長い世帯順で決定します。ただし、入園手続きは通園区域内の園に入園できなかった方を優先して行います。

そのため、当初通園区域外の園を希望して入園できなかった場合、意向調査の際に通園区域内の園を希望されても入園できないことがあります。

11 定員に達している歳児への入園を希望する場合(名簿登録)

令和3年4月の入園申し込み開始時点で、既に定員に達している歳児に申し込みを希望する場合は、名簿登録が必要となります。名簿登録をいただいた方については、登録園で欠員が生じた場合、名簿登録順に入園手続きのご連絡をいたします。なお、名簿登録ができるのは1園のみです。

(1) 申込期間及び時間

令和2年11月2日(月)・5日(木)・6日(金) 午前8時30分～午後5時

(2) 受付窓口

千代田区役所2階 子ども支援課 ※ 各園や各出張所では、名簿登録の受け付けはできません。

(3) 名簿登録順位

上記の申込期間に登録をいただいた方については、保護者が千代田区内において、入園希望日までに引き続き居住している合計期間の長い世帯順で決定し、それ以降は先着順で名簿登録します。

(4) 有効期間

令和3年度内(5歳児については9月末日までとし、10月以降は案内しません。)

(5) その他

令和2年度から名簿登録されている方は、別途お送りする案内に従って更新手続きをしてください。現在の順位を引き継ぐことができます。

12 保育園との併願調整について

令和3年4月の幼稚園・幼保一体施設（短時間）・こども園（短時間）の入園申し込みをした児童が保育園の入園申し込みをする場合、保育園入園審査時の入園順位が下がります。

(1) 認可保育園・認定こども園（長時間）

- 1位 千代田区内の地域型保育事業を修了する児童で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 2位 千代田区民（入園希望日までに転入する方を含む）で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 3位 **幼稚園・幼保一体施設・こども園の短時間保育を申し込んだ方で、世帯の指数を計算し、指数の高い順（4月入園のみ）**
- 4位 内定した園への入園を断った方（翌月から3か月間）で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 5位 千代田区外に居住、保護者が千代田区在勤で、世帯の指数を計算し、指数の高い順

(2) こども園（長時間）

- 1位 いずみこども園は和泉橋出張所管内、ふじみこども園は富士見小学校通学区域内（以下「管内」）在住者で、千代田区内の地域型保育事業を修了する児童で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 2位 管内在住者で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 3位 上記以外の千代田区内在住者で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- 4位 **幼稚園・幼保一体施設・こども園の短時間保育を申し込んだ方で、世帯の指数を計算し、指数の高い順（4月入園のみ）**
- 5位 内定した園への入園を断った方（翌月から3か月間）で、世帯の指数を計算し、指数の高い順

(3) 幼保一体施設（長時間）

- 1位 幼保一体施設内保育園を修了する児童
 - 2位 併設小学校通学区域（以下「区域」）内在住者で、千代田区内の地域型保育事業を修了する児童で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
 - 3位 区域内在住者で、併設小学校、併設幼稚園、併設保育園に兄弟姉妹が在学・在園している児童で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
 - 4位 区域内在住者で、保護者の千代田区における入所希望日までの引き続き合計居住期間の長い順
 - 5位 上記以外の千代田区内在住者の児童で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
 - 6位 **幼稚園・幼保一体施設・こども園の短時間保育を申し込んだ方で、世帯の指数を計算し、指数の高い順（4月入園のみ）**
 - 7位 内定した園への入園を断った方（翌月から3か月間）で、世帯の指数を計算し、指数の高い順
- ※ 4位で、同期間の場合は、世帯の指数を計算し、指数の高い順です。

13 入園にあたっての注意

(1) 通園条件

幼児の安全確保のため、保護者の送迎が必要となります。

(2) 入園承諾

入園の承諾は、入園申し込み書類と各園における面接及び健康診断の結果により決定します。

入園承諾通知書については、居住実態調査後、令和3年1月下旬頃に送付いたします。

※ 各園における面接及び健康診断の結果によって、園における集団生活の中で支援が必要と思われる場合は、相談をさせていただく場合があります。

14 預かり保育

園の教育時間終了後に、保護者が一時的な事由により、延長して預ける必要がある場合、在籍園で預かり保育を実施しています。

(1) 幼稚園・幼保一体施設

① 実施時間

通常教育時間終了後から午後4時30分までの間で、保護者が希望する時間（園、曜日によって異なります。）

② 料 金※

1時間につき100円

(2) こども園

① 実施時間

通常教育時間終了後から午後6時30分までの間で、保護者が希望する時間

② 料 金※

1時間につき100円

おやつ代100円・給食代300円

◎ 3歳児は入園したのち、各園の判断で実施します。

◎ 行事等により預かり保育を実施していない日があります。園によって内容や実施日、時間が異なりますので、詳細は各園にお問い合わせください。

※ 幼児教育・保育の無償化により、預かり保育料も無償となる場合があります（9ページ「15保育料の無償化について」参照）。なお、おやつ代・給食代は、無償化の対象ではありません。

15 保育料の無償化について

(1) 基本保育料の無償化

幼児教育・保育の無償化により基本保育料は無料です。入園申し込み時に教育・保育給付認定申請書を提出していただく以外に、手続きは必要ありません。

(2) 預かり保育料の無償化

保護者の就労など保育の必要な事由に該当し、「施設等利用給付認定（新2号）」を認定された場合、預かり保育料も無償化の対象となります。なお、おやつ代・給食代は無償化の対象ではありません。

① 無償となる金額

預かり保育等の利用日数に応じて日額 450 円まで、最大で月額 11,300 円まで

※ 預かり保育のほか、認可外保育施設、児童館の一時（いっとき）保育、ファミリー・サポート・センター等の保育を利用した場合、預かり保育料と合わせて、月額 11,300 円までが無償化の対象となります。

② 保育の必要な事由

父・母とも、週3日以上かつ1日4時間以上の就労、通学、親族の介護・看護、求職活動を行っている場合や出産、疾病、傷害により保育が困難な場合

※ 求職活動は3か月以内、出産は出生（予定）月の前2か月から出産後2か月までが対象です。

③ 認定申請

「施設等利用給付認定（新2号）」の認定を受けるには申請が必要です。令和3年4月入園の場合は、令和3年1月下旬頃に送付する入園承諾通知書に認定申請の案内を同封しますので、令和3年3月19日（金）までに子ども支援課へ申請してください。

16 転園について

転園ができるのは、原則として次の場合に限りです。

① 入園申し込みをした際に通園区域の園が既に定員に達していて、やむを得ず通園区域外の園に通園している幼児

② 区内転居により、通園区域に変更があった場合

◎ 上記以外の自己都合による転園は、できません。

◎ 在籍園に退園届を提出した後、新しい園へ入園申込書を提出してください。

17 退園について

区外へ転出した場合は、退園になります。また、一定の要件に該当した場合は、退園の措置をとることがあります。

【通園区域一覧】

園 名		通 園 区 域
幼 稚 園	麴町幼稚園 (3263-7330)	霞が関一・二・三丁目、永田町一・二丁目、隼町、平河町一・二丁目、 麴町一・二・三・四丁目、一番町、二番町(1・3・5・9・11)、 皇居外苑、千代田
	九段幼稚園 (3263-0567)	三番町、四番町(1・2・3・8・11)、 九段南二・三・四丁目、九段北三・四丁目
	番町幼稚園 (3263-3725)	麴町五・六丁目、紀尾井町、二番町(2・4・6・7・8・10・12・14)、 四番町(4・5・6・7・9)、五番町、六番町
	お茶の水幼稚園 (3263-2355)	大手町一丁目(4)、一ツ橋一・二丁目、神田神保町一・二・三丁目、 神田三崎町一・二・三丁目、西神田一・二・三丁目、神田猿樂町一・二丁目、 神田駿河台一・二丁目、神田駿河台三丁目(1・3・5・7・9・11)、 神田駿河台四丁目(1・3・5)、 神田錦町一・二・三丁目、神田小川町二・三丁目
幼 保 一 体 施 設	千代田幼稚園 (短時間保育) (3256-1709)	丸の内一・二・三丁目、大手町一丁目(1～3・5～9)、大手町二丁目、 内幸町一・二丁目、有楽町一・二丁目、日比谷公園、 神田美土代町、内神田一・二・三丁目、神田司町二丁目、神田多町二丁目、 神田須田町一丁目(7・16・18・20・22・24・26・28・30・32・34)、 神田須田町二丁目、鍛冶町一・二丁目、神田鍛冶町三丁目、神田紺屋町、 神田北乗物町、神田富山町、神田美倉町、 岩本町一丁目(1～6)、岩本町二丁目(1～8)、岩本町三丁目(1・2)、 神田西福田町、神田東松下町、神田東紺屋町、神田岩本町
	昌平幼稚園 (短時間保育) (3251-0768)	神田駿河台三丁目(2・4・6)、神田駿河台四丁目(2・4・6)、 神田小川町一丁目、神田淡路町一・二丁目、 神田須田町一丁目(1～6・8～15・17・19・21・23・25)、 外神田一・二・三・四・五・六丁目
こ ど も 園	いずみこども園 (短時間保育) (3866-9938)	岩本町一丁目(7～14)、岩本町二丁目(9～19)、 岩本町三丁目(3～11)、東神田一・二・三丁目、神田和泉町、 神田佐久間町一・二・三・四丁目、神田平河町、神田松永町、 神田花岡町、神田佐久間河岸、神田練塀町、神田相生町
	ふじみこども園 (短時間保育) (3263-1009)	北の丸公園、九段南一丁目、九段北一・二丁目、 富士見一・二丁目、飯田橋一・二・三・四丁目

一番町児童館 給排水改修工事に伴う休館について

1 工事内容

- ・老朽化した給水管、排水管、ドレン管の改修
- ・老朽化した受水槽の改修、高置水槽の撤去
- ・各トイレの改修(照明 LED 化、洋便器化、流し台改修、床乾式化等)

2 工事計画

【前半】 10月初旬～11月中旬

工事エリア B1F 全体、1F トイレ、1F 男子更衣室、1F 集会室

【後半】 11月中旬～12月中旬

工事エリア 2～3F 全体、B1F 受水槽室、1F トイレ、1F 男子更衣室、
1F 幼児室、

3 休館期間

10月1日(木)～12月10日(木) 【予定】

※ただし、学童クラブは休館期間中も通常どおり開室し運営する。

教育委員会行事予定表

教育委員会資料
令和2年9月8日
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
9	8	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	区役所(教育委員会室)	教育委員出席
9	9	水				
9	10	木				
9	11	金		指導課訪問(いずみこども園)◎	いずみこども園	教育委員出席
9	12	土				
9	13	日				
9	14	月				
9	15	火	18:30~	青少年委員会定例会	401・402会議室	
9	16	水		指導課訪問(麹町中学校)◎	麹町中学校	教育委員出席
9	17	木				
9	18	金				
9	19	土				
9	20	日				
9	21	月				
9	22	火				
9	23	水	15:00~	教育委員会定例会 ◎	区役所(教育委員会室)	教育委員出席
9	24	木				
9	25	金				
9	26	土		運動会 麹町小、番町小、富士見小、お茶の水小 千代田小、昌平小、和泉小	各小学校	
9	27	日				

教育委員会行事予定表

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
9	28	月		指導課訪問(神田一橋中学校)◎	神田一橋中学校	教育委員出席
9	29	火				
9	30	水				
10	1	木		運動会 麴町中学校	麴町中学校	
10	2	金				
10	3	土		運動会 九段小学校	九段小学校	
10	4	日				
10	5	月				
10	6	火				
10	7	水				
10	8	木				
10	9	金				
10	10	土		運動会 神田一橋中学校	神田一橋中学校	
10	11	日				
10	12	月				
10	13	火				
10	14	水				
10	15	木				
10	16	金				
10	17	土		親子運動会 区立幼稚園・こども園	各幼稚園・こども園	
10	18	日				
10	19	月				

「広報千代田」
9月20日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課） 14件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外の み記入	区以外が主催のとき	
1	児童・家庭支援センター	「親と子の絆プログラム」～アンガーマネジメントを学ぼう～年長から小学生低学年を乗り切るスキル講座	保護者同士で情報交換し子どもとの良いコミュニケーションを身につける	10月6日(火)・13日(火)・27日(火)10時～12時	西神田児童センター	
2	児童・家庭支援センター	東京都子育て支援員研修の受講者募集	子育て支援員養成研修(第3期)	申込期限=10月15日(木)(必着/書留)	募集要領配布場所=子ども部子ども支援課	(公財)東京都福祉保健局少子社会対策部計画課
3	子ども施設課	区民宿泊施設 メレーズ軽井沢利用案内	繁忙期(年末年始)の予約申し込みの概要と、通常期の申し込み方法の案内	10月1日～8日	メレーズ軽井沢	
4	子ども施設課	メレーズ軽井沢 食事料金の改定のお知らせ	令和3年1月4日宿泊分からの食事料金(通常期・年末年始)の改定に関するお知らせ	令和3年1月4日	メレーズ軽井沢	
5	学務課	就学時健康診断	令和3年度に入学予定の区内在住就学予定児に対して実施する健康診断の予定をお知らせ	10月23日～11月6日	区立小学校8校	
6	学務課	区立小・中学校に入学を希望する外国籍の方へ	令和3年度小・中学校に入学希望の外国籍の方を対象として相談を行う	(随時)		

「広報千代田」
9月20日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課）

14件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
7	文化振興課 図書フロア企画展示 「競争社会の光と影」	逆境を乗り越えるための力をもらえる本を紹介	～11月13日(金)	日比谷図書文化館	日比谷図書文化館
8	文化振興課 江戸城登城ウォーク	江戸城跡(皇居外苑・皇居東御苑)を歩く	11月3日(火・祝) 13時30分～15時	皇居外苑・皇居東御苑	
9	文化振興課 文化財ウィーク講座「麹町の由来を遺跡から考える」	麹町大通り周辺の発掘調査をもとに、近世のはじめの麹町の姿を学ぶ	11月28日(土)14時30分～16時	日比谷図書文化館	
10	生涯学習・スポーツ課 生涯学習団体1日公開講座 サークル体験会(10月)	九段生涯学習館などで活動する区民サークルがそれぞれ「サークル体験会」を開催	各サークルによって異なる	各サークルによって異なる	九段生涯学習館
11	生涯学習・スポーツ課 キッズダンス(幼児・小学生クラス)	①幼児②小学生を対象に、ダンス教室を開催	10月27日～12月22日(11月3日を除く毎週火曜日/全8回)①15時～15時50分②16時15分～17時5分	スポーツセンター	スポーツセンター
12	生涯学習・スポーツ課 卓球教室	中学生を除く15歳以上の方を対象に、卓球教室を開催	10月26日～12月7日(11月16日、23日を除く毎週月曜日/全5回)①入門・初心者クラス、10時～11時30分②中級者クラス13時～14時30分	スポーツセンター	スポーツセンター

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき
13 生涯学習・スポーツ課	第26回秋季ゴルフ大会	区内在住・在勤者対象のゴルフ大会	11月10日(火)8時～	取手国際ゴルフ倶楽部(茨城県つくばみらい市)	千代田区体育協会
14 生涯学習・スポーツ課	アーチェリー大会	区内在住・在勤・在学者、千代田区アーチェリー協会会員対象のアーチェリー大会	10月25日(日)10時～	中央区立総合スポーツセンター(中央区日本橋浜町2-59-1浜町公園内)	千代田区体育協会

令和2年度 教育広報かけはし 掲載案

教育委員会資料
令和2年9月8日
子ども総務課

年3回発行

	115号 H30年6月1日発行	118号 R1年6月20日発行	121号 R2年7月22日発行
1	1	入園式・入学式特集	入園式・入学式特集
	2		
	3		
	4		
2	1	これまでのオリパラ教育の取組	千代田区のICT教育
	2		
	3		
	4		
3	1	いじめ問題特集	オンライン学習の取組
	2		
	3		
	4		
4	1	子どもの遊び場 夏期の運用について	4月開設の認可保育園
	2		新任校長のご紹介
	3		新任校長のご紹介 教育委員就任のご挨拶
	4		教育委員会の開催状況
5	1	子どもの遊び場 夏期の運用について	4月開設の認可保育園
	2		新任校長のご紹介
	3		新任校長のご紹介 教育委員就任のご挨拶
	4		教育委員会の開催状況

	116号 H30年12月6日発行	119号 R1年12月10日発行	122号 R2年12月 日発行
1	1	TGG（東京グローバルゲートウェイ）	Let's2020① （オリパラ教育）
	2		
	3		
	4		
2	1	中学校、中等教育学校の合宿紹介	子どもケアプランがはじまります！
	2		
	3		
	4		
3	1	九段小学校・幼稚園 新校舎竣工	CES活動の紹介
	2		
	3		
	4		
4	1	ウエストミンスター 受入報告	ウエストミンスター 受入報告
	2		
	3		
	4		
5	1	学力調査、体力調査の結果から	安全安心メールの紹介
	2		
	3		
	4		
6	1	9月開設の認可保育所	10月開設の認可保育所
	2		
	3		
	4		

	117号 H31年3月7日発行	120号 R2年3月10日発行	123号 R3年3月 日発行
1	1	子どもの遊び場 くだんした こどもひろばの開設	Let's2020② （オリパラ教育）
	2		
	3		
	4		
2	1	ウエストミンスター 派遣報告	TGG（東京グローバルゲートウェイ）
	2		
	3		
	4		
3	1	研究協力校園の発表	学校司書が選ぶ！ おすすめの本特集
	2		
	3		
	4		
4	1	研究協力校園の発表	ウエストミンスター 派遣報告
	2		
	3		
	4		
5	1	中学生東京駅伝大会	中学生東京駅伝大会
	2		
	3		
	4		
6	1	CES活動の紹介	五人囃子演奏会の紹介
	2		
	3		
	4		